

決算公告（写）

第 9 期 決 算 公 告

東京都千代田区神田司町2-7 日本振興ビル
 日本振興銀行株式会社
 金融整理管財人 預金保険機構
 職務執行者 理事長 田邊 昌徳

貸借対照表（平成 23 年 3 月 31 日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現 金 預 け 金	232,050	預 金	251,344
現 金	2	定 期 預 金	249,559
預 け 金	232,048	そ の 他 の 預 金	1,785
有 価 証 券	1,868	借 用 金	355,750
社 債	300	借 入 金	355,750
株 式	4	そ の 他 負 債	46,196
外 国 証 券	1,564	未 払 法 人 税 等	2,255
貸 出 金	121,864	未 払 費 用	7,143
証 書 貸 付	87,595	未 払 金	35,027
当 座 貸 越	34,269	前 受 収 益	0
そ の 他 資 産	7,027	そ の 他 の 負 債	1,769
前 払 費 用	269	利 息 返 還 損 失 引 当 金	49,546
未 収 収 益	309	事 業 撤 退 損 失 引 当 金	420
未 収 金	5,722	支 払 承 諾	49
そ の 他 資 産	726	負債の部合計	703,307
有 形 固 定 資 産	2,597	（純資産の部）	
建 物	563	資 本 金	18,272
土 地	1,889	資 本 剰 余 金	15,792
そ の 他 有 形 固 定 資 産	145	資 本 準 備 金	15,792
無 形 固 定 資 産	241	利 益 剰 余 金	△397,037
ソ フ ト ウ ェ ア	241	そ の 他 利 益 剰 余 金	△397,037
支 払 承 諾 見 返	49	繰 越 利 益 剰 余 金	△397,037
貸 倒 引 当 金	△25,366	株 主 資 本 合 計	△362,972
		純資産の部	△362,972
資産の部合計	340,334	負債及び純資産の部合計	340,334

決算公告（写）

損益計算書

平成 22 年 4 月 1 日から

平成 23 年 3 月 31 日まで

（単位：百万円）

科 目	金 額
経 常 収 益	25,826
資 金 運 用 収 益	19,973
貸 出 金 利 息	18,640
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,291
預 け 金 利 息	41
役 務 取 引 等 収 益	2,572
そ の 他 業 務 収 益	3,160
そ の 他 経 常 収 益	120
経 常 費 用	320,429
資 金 調 達 費 用	6,009
預 金 利 息	5,645
コ ー ル マ ネ ー 利 息	10
借 用 金 利 息	353
役 務 取 引 等 費 用	3,188
そ の 他 業 務 費 用	7,900
営 業 経 費	12,623
そ の 他 経 常 費 用	290,706
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	13,117
貸 出 金 償 却	275,919
株 式 等 売 却 損	56
株 式 等 償 却	1,365
そ の 他 の 経 常 費 用	247
経 常 損 失	294,603
特 別 利 益	2,128
定期預金中途解約利息戻入益	815
前 受 収 益 戻 入 益	1,060
そ の 他 の 特 別 利 益	252
特 別 損 失	95,014
固 定 資 産 処 分 損	577
減 損 損 失	5,480
買 入 債 権 放 棄 等 損 失	38,955
利 息 返 還 損 失 引 当 金 繰 入 額	49,546

決算公告（写）

科 目	金 額
そ の 他 の 特 別 損 失	454
税 引 前 当 期 純 損 失	387,488
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	83
法 人 税 等 還 付 税 額	2,415
過 年 度 法 人 税 等	1,843
法 人 税 等 調 整 額	3,545
法 人 税 等 合 計	3,057
当 期 純 損 失	390,546

決算公告（写）

第9期	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	個別注記表
-----	-----------------------------	-------

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

継続企業の前提に関する事項

当行は、平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法第74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法第77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。

また、当行は、平成22年9月10日、東京地方裁判所に対して再生手続開始申立てを行い、平成22年9月13日、再生手続開始決定を受け、現在、民事再生法に基づく再生手続の過程にあり、平成23年4月25日、株式会社第二日本承継銀行へ事業譲渡、株式会社整理回収機構へ資産譲渡を実施し、民事再生計画認可決定を受けた後、解散する予定であります。解散時期は資産の売却時期等により未確定の状況にあります。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券、貸出金（未収利息、仮払金等のうち与信関連資産を含む。）、有形固定資産及び無形固定資産のうち、平成23年4月25日付で株式会社第二日本承継銀行または株式会社整理回収機構へ売却される資産については当該売却予定価額により評価し、帳簿価額との差額を減損または償却・引当処理しております。

なお、売却先が未定の土地建物（小川町ビル）については、不動産鑑定評価による正味売却価額まで減損を実施し、期末評価額としております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

決算公告（写）

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、平成 23 年 4 月 25 日付で株式会社第二日本承継銀行もしくは株式会社整理回収機構に売却されない貸出金について、債権額から売却予定価額を控除した金額について計上しております。

(2) 事業撤退損失引当金

事業撤退損失引当金は、再生手続における事業構造改革に伴い発生する損失に備え、店舗撤退等により生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

(3) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、今後の利息返還請求に応じて生じると認められる損失額を引当金として計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は594百万円、延滞債権額は65,430百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は該当ありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は該当ありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,025百万円であります。
なお、上記1.から3.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
預け金 68百万円
担保資産に対応する債務

決算公告（写）

支払承諾 49百万円

また、その他資産のうち保証金は33百万円であります。

6. 担保等として受け入れた有価証券で、自由処分権の付されたものの時価額は7百万円であります。
7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は6,253百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は該当ありません。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることが出来る旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 有形固定資産の減価償却累計額は455百万円であります。
9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金7,050百万円が含まれております。
10. 1株当たりの純資産額 $\Delta 1,742,263$ 円97銭
11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお当事業年度における剰余金の配当はありません。

（損益計算書関係）

1. 当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

（グルーピングの方法）

本店、新本店予定物件及び全営業店舗が、売却予定資産、閉鎖除却予定資産のため各資産単位でグルーピングしております。

（減損損失を認識した資産）

主な用途 本店、全営業店舗等

種類 土地建物、器具備品、ソフトウェア等

減損損失額 5,480百万円

（回収可能価額）

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、譲渡予定価額及び鑑定評価価額等に基づき評価しております。

（減損損失の認識に至った経緯）

決算公告（写）

平成23年4月25日付で、株式会社第二日本承継銀行へ本店及び営業店舗26店舗を事業譲渡し、また、譲渡対象外店舗は同年4月22日付で閉鎖等を実施し、除却等の予定であるため、投資額の回収が見込めなくなったことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5,480百万円を減損損失として特別損失に計上いたしました。

2. 関連当事者との取引について記載すべき重要なものは以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権等 所有割合	関連当事者と の関係	取引内容(注1)		科目	期末残高
				資金の 借入	利息の 支払		
金融整理 管財人	預金保険機 構	—	資金の借入	348,700	140	借入金	348,700

(注1) 資金の借入については、市場金利等を勘案し合理的に決定しています。

3. 1株当たり当期純損失金額 1,875,767円51銭

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

現在、金融整理管財人である預金保険機構が当行を代表して財産の管理・処分を行っておりますが、保有する金融商品につきましても、同機構の監督下で管理・処分に取組んでおります。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主として国内の中小企業及び個人事業主に対する貸付金であり、取引先の経営状況や財務状況の悪化などにより、貸出金などの元本や利息が回収不能となり、当行が損失を被る信用リスクを負っております。

また、有価証券及び投資有価証券は、株式、債券であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、外国債券については為替リスクに晒されております。

負債の大宗を占める定期預金は、通常、満期時の解約流出に由来する流動性リスクを伴いますが、現在、当行は預金払戻し資金の全てを預金保険機構から借り入れることができるため、流動性リスクを負っておりません。なお、預金保険機構からの調達利率は、預金保険機構の市場調達金利にスライドして上下するため、市場金利の上昇に伴う金利リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ① 信用リスクの管理

当行では、預金保険機構の管理の下、善意かつ健全な債務者への与信を継続する一方で、その他の債務者からの回収に努めております。

- ② 金利リスクの管理

決算公告（写）

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益に対する影響等を指しますが、当行は、現在、預金保険機構からの預金払戻し資金の借入れ以外の資金調達を行っておらず、一方で有価証券を含む新たな投資商品の保有は行っておりません。また、融資につきましても、善意かつ健全な債務者への必要最小限の融資を行う以外は回収に専念しているため、結果的に過大な金利リスクを負うこととはなっていないと認識しております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、預金払い戻しに必要な資金の全てを預金保険機構から借り入れることができるため、流動性リスクを負っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における金融商品のうち資産は、平成23年4月25日に株式会社第二日本承継銀行への事業譲渡、株式会社整理回収機構への資産譲渡等が実施されることから、帳簿価額を売却予定価額としており、時価は帳簿価額と同一又は近似しているため、記載を省略しております。

また、付保預金については、平成23年4月25日に株式会社第二日本承継銀行への事業譲渡により承継されることから時価は帳簿価額と同一又は近似しているため、その他の金融商品の負債については再生手続中であり、再生計画案により債権者の皆様に大幅な債務免除をお願いする予定の状況であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価の算定をしておりません。

（有価証券関係）

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	株式	4	4	—
	債券			
	社債	300	300	—
	外国債券	1,564	1,564	—
	小計	1,868	1,868	—
合計		1,868	1,868	—

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

決算公告（写）

	売却原価（百万円）	売却額（百万円）	売却損益（百万円）
国債	100,228	103,388	3,160
合計	100,228	103,388	3,160

（売却の理由）

平成22年9月10日、金融庁長官に対し預金保険法代74条第5項に基づき、「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出を行いました。これを受けて、同日、金融庁長官は当行に対し、同法第74条第1項に基づき、「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」を行うとともに、同法代77条に基づき預金保険機構を金融整理管財人に選任しました。これに伴い、預金保険機構が当行の代表者として業務の執行並びに財産の管理・処分を行っていくことになりました。また、当行は、平成22年9月10日、東京地方裁判所に対して再生手続開始申立てを行い、平成22年9月13日、再生手続開始決定を受け、現在再生手続の過程であるため、資産の早期売却を行うために売却したものであります。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	25	－	△56
合計	25	－	△56

7. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券1,564百万円の保有目的を資産を早期売却するために変更し、その他有価証券に区分しております。

8. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」）しております。

当事業年度における減損処理額は、7,783百万円（うち、株式882百万円、債券6,900百万円）であります。

なお、時価等が「著しく下落した」と判断するための基準は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準で推移している銘柄

なお、当期末において、有価証券で時価のあるものについては全銘柄売却予定であるため今後回復の見込みがないことから、売却予定価額まで減損しております。

（税効果会計関係）

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

決算公告（写）

貸倒引当金	3,967	百万円
貸出金償却	112,271	
貸倒損失	3,199	
利息返還損失引当金	20,160	
未収利息過少計上	2,335	
有価証券減損損失	3,482	
固定資産減損損失	888	
税務上の繰越欠損金	16,887	
その他	668	
繰延税金資産 小計	163,862	
評価性引当額	△163,862	
繰延税金資産 合計	—	
繰延税金資産の純額	—	百万円

（ストック・オプション関係）

当行の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
職務執行の対価として交付した新株予約権等につきましては、該当ありません。
2. 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。
3. その他新株予約権等に関する重要な事項
旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第1回	第2回	第3回
発行決議の日	平成17年 7月 5日	平成17年 9月26日	平成17年11月 8日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社執行役 7名 当社従業員 112名	当社従業員 7名	当社従業員 4名
ストック・オプション数	6,095	70	30
付与日	平成17年 7月 5日	平成17年10月 3日	平成17年11月 9日
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ～平成27年 6月26日	平成19年10月 4日 ～平成27年 6月26日	平成19年11月10日 ～平成27年 6月26日

	第4回	第5回
発行決議の日	平成17年12月 6日	平成17年12月26日
付与対象者の区分及び数	当社従業員 7名	当社従業員 10名
ストック・オプション数	70	95

決算公告（写）

ヨン数		
付与日	平成17年12月 7日	平成18年 1月10日
権利行使期間	平成19年12月 8日 ～平成27年 6月26日	平成20年 1月11日 ～平成27年 6月26日

（重要な後発事象）

1. 事業分離

(1) 分離先企業の名称及び分離した事業の内容

第二日本承継銀行

銀行業

(2) 事業分離を行った主な理由

金融機関が破綻した後、その受皿となる金融機関が直ちに現れない場合に、破綻金融機関の金融機能を維持する観点から、承継銀行が引き継ぐことが適当な資産・負債を暫定的に承継し、最終的な受皿への引き継ぎを図るためであります。

(3) 事業分離日

平成23年 4月25日

(4) 法的形式を含む事業分離の概要

事業分離の概要

平成23年 4月 1日、当行と株式会社第二日本承継銀行は事業譲渡契約を締結し、同年 4月25日、当行から同行に対する事業譲渡を行いました。当該事業譲渡において、金融庁長官より株式会社第二日本承継銀行が承継することが適当と認められた資産および預金保険で保護される預金等の負債等を譲渡いたしました。

法的形式

株式会社第二日本承継銀行に対する事業譲渡

2. 重要な資産の譲渡

平成23年 4月19日、当行と株式会社整理回収機構は資産買取契約を締結し、平成23年 4月25日に、株式会社第二日本承継銀行に承継することが適当と認められなかった資産の一部 52,929百万円について、株式会社整理回収機構に譲渡いたしました。